

倉吉市上下水道局告示第1号

下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第6項の規定において準用する同条第1項の規定により、倉吉市流域関連公共下水道に係る事業計画を変更するため、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第3条の規定により、次のとおり告示する。

なお、事業計画案は、倉吉市上下水道局において一般の縦覧に供する。

事業計画案について意見のある者は、縦覧期間満了の日までに倉吉市長に意見書を提出することができる。

令和6年1月30日

倉吉市長 広田 一恭

1 変更事項

工事完成の予定年月日

変更前 令和6年3月31日

変更後 令和11年3月31日

2 縦覧期間

令和6年1月30日から令和6年2月13日まで

(倉吉市の休日を定める条例(平成元年倉吉市条例第2号)第2条に規定する市の休日を除く。)

3 縦覧場所

倉吉市上下水道局工務課下水道係窓口(倉吉市役所本庁舎2階)